

平成 19 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 アイティメディア株式会社

U R L <http://corp.itmedia.co.jp/>

代表者名 代表取締役社長 大槻 利樹

(コード番号: 2148 東証マザーズ)

問合せ先 常務執行役員管理本部長 工藤 靖

(TEL 03-5293-2612)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 19 年 6 月 15 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 19 年 4 月 19 日付で、当社株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されたこととともない、「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づいて当社の株券等が保管振替制度において取り扱われることに同意いたしましたので、同制度における「実質株主名簿」に関する取扱いを明確にするため、変更案第 10 条（株主名簿管理人）第 3 項のとおり変更を行うものであります。
- (2) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするるとともに株主への周知を図るため、変更案第 15 条（議決権の代理行使）のとおり代理人の員数を定款に規定するものであります。
- (3) 会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役、監査役に対しては、職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮していただき、期待される成果を果たしうるよう、変更案第 27 条(取締役の責任免除)第 1 項、及び第 37 条(監査役の責任免除)第 1 項に一定の要件において賠償責任を免除できる旨、新設するものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 15 日
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 15 日

以 上

<別紙>

下線は変更箇所を示します。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (株主名簿管理人)</p> <p>第10条</p> <p>③ 当社の株主名簿、新株予約権原簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、株主名簿管理人および端株原簿名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券の交付、株券喪失登録、および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式、新株予約権または端株に関する事務は株主名簿管理人および端株原簿名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式 (株主名簿管理人)</p> <p>第10条</p> <p>③ 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む、以下同じ。)</u>、新株予約権原簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、株主名簿管理人および端株原簿名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券の交付、株券喪失登録、および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式、新株予約権または端株に関する事務は株主名簿管理人および端株原簿名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (議決権の代理行使)</p> <p>第15条</p> <p>株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (議決権の代理行使)</p> <p>第15条</p> <p>株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (社外取締役の責任免除)</p> <p>第27条</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第27条</p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第426条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法定の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (社外監査役の責任免除)</p> <p>第37条</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第37条</p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第426条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法定の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>